ロ　イに掲げるもの以外の加熱式たばこ　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該加熱式たばこを販売する者（当該加熱式たばこの製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該加熱式たばこに課されるべきたばこ税、地方税法第二章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額

(1)　製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこ　当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額（消費税等相当額を除く。）

(2)　保税地域から引き取られる加熱式たばこ　当該加熱式たばこにつき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該加熱式たばこに係る関税の額（関税法第二条第一項第四号の二に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額

第十一条第一項中「五千三百二円」を「六千八百二円」に改め、同条第二項中「一万千四百二十四円」を「一万四千四百二十四円」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第四項中「掲げる」を「定める」に、「手続」を「ところ」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「掲げる場所」を「定める場所」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（未納税移出に関する特例）

第十二条の二　前条第一項の規定に該当する製造たばこの移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該製造たばこにつき、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該製造たばこが前条第一項各号に掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該製造たばこ製造者が移出する当該製造たばこが継続して移入される場所で、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

2　前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する製造たばこを継続して移入する場所であり、かつ、当該製造たばこを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

3　第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につきたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

4　税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又はたばこ税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5　第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第三項中「掲げる」を「定める」に改める。

第二十六条中「があつた場合においては、相続人は、被相続人」を「（包括遺贈を含む。）があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）」に改める。

（揮発油税法の一部改正）

第七条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に改める。

第十四条第一項中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　揮発油の販売業者が譲渡するための航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料に該当する揮発油　当該揮発油の蔵置場（同号の用途に供される場所に該当するものを除く。）

第十四条第二項中「掲げる場所」を「定める場所」に、「添附しない」を「添付しない」に改め、同条第三項中「添附する」を「添付する」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第四項中「掲げる」を「定める」に、「手続」を「ところ」に、「もより」を「最寄り」に改め、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、「特に」を削り、同条第六項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第七項中「掲げる場所」を「定める場所」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第八項中「掲げる」を「定める」に改める。

第十四条の二の見出しを「（未納税引取り）」に改め、同条第一項中「掲げる場所」を「定める場所」に、「手続」を「ところ」に改め、同項ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　揮発油の販売業者が譲渡するための航空機燃料税法第二条第二号に規定する航空機燃料に該当する揮発油　当該揮発油の蔵置場（同号の用途に供される場所に該当するものを除く。）

第十四条の二第二項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第四項中「掲げる」を「定める」に改め、「特に」を削り、同条第五項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第八項中「掲げる」を「定める」に、「手続」を「ところ」に改め、同条を第十四条の三とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（未納税移出に関する特例）

第十四条の二　前条第一項の規定に該当する揮発油の移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該揮発油が前条第一項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

2　前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

3　第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。